

質問	回答
仕様書について	
<p>1 (3) ワークেশョンツアーの実施 ツアーの実施箇所ですが、市町村ベースもしくは受入団体ベースのどちらを想定しておりますでしょうか？</p>	<p>受入団体の候補先には市町村（自治体）自体も含めているため、受入団体ベースでのツアー実施を想定しておりますが、複数の受入団体（市町村含む）を組み入れたツアーを提案いただいても問題ございません。</p>
<p>2 (3) ワークেশョンツアーの実施 ツアー回数は何回を想定しておりますでしょうか？</p>	<p>1回と想定しておりますが、複数回の提案をいただいても問題ございません。</p>
<p>3 (3) ワークেশョンツアーの実施 参加人数ですが、複数回ツアーを実施する場合、合計で10名程度という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>4 (3) ワークেশョンツアーの実施 ③ 仕様書記載の【「デジタル技術等を活用した地域活性の可能性」を要素に含むフィールドワーク】についてですが、具体的にどういったフィールドワークを想定されてますでしょうか？</p>	<p>具体的な想定はございませんので、自由にご提案ください。 なお、デジタル技術を活用することは、地域活性につながる一つの手段として考えられているため「デジタル技術等を活用した地域活性の可能性」を本事業のテーマに設定しています。また、県では、本事業が、参加者と受入団体が継続的なかかわりを持つきっかけとなることも期待しています。 そのため、ご提案についてもデジタル技術等の活用を切り口に、受入団体と参加者の継続的な関係づくりのきっかけとなるよう、参加者には受入団体や地域の魅力を知ってもらうだけでなく、受入団体の課題解決をとおして地域貢献・地域活性に資することができると感じてもらえることや、受入団体にとっても参加者の知識・経験等が課題解決、地域活性につながると感じてもらえるような内容になることを期待しております。</p>

質問	回答
その他	
5 本業務において、旅行業法における旅行業務取扱管理者等の資格保持が必要だという認識を持たれていますでしょうか？	本業務の一部は、旅行業法が適用されると解されます。そのため、業務を実施するにあたっては、旅行業の登録はじめ旅行業務取扱管理者等の資格保持は必要になると考えております。 ※提案団体が旅行業の登録を受けていない場合は、一部業務を再委託するなどして法令を順守してください。